進路だより

令和2年6月号山梨県立高等支援学校桃花台学園進路指導部

■進路決定までの基本的な流れ



様々な進路行事をとおし て、ステップアップを目 指します。

2学年



3学年

【進路を選択する】

1学年



【自分の適性を知る】

【様々な職業を知る】

- 〇進路見学(未定)
- ○体験実習(10月)
- *教師と一緒に様々な職場で グループ実習を行い、仕事 を体験します。
- ○現場実習(Ⅰ月)
- * | 週間、職場で個人実習を行います。

○現場実習(IO月)

- *2週間、職場で個人実習を行います。
- *適性ややりたいこと等を考える機会となります。
- ○進路希望面談
- *進路希望調査をもとに個別に面談を行い、就職を目指す職場を検討します。

〇現場実習(6月)

- *3週間、職場で個人実習を行います。
- 〇卒業に向けた関係者会議 (8月)
- *卒業後の支援体制について 確認します。
- 〇現場実習(10月)
- *3週間、職場で個人実習を行います。
- ○移行支援会議(Ⅰ~3月)
- *就職先との引継ぎ
- ○臨時現場実習(随時)

1年生では「働くための基礎を学ぶための職場体験」を、2学年では「進路選択を見据えた就労体験」を 行います。そして、3学年では「雇用につなげるための現場実習」を行います。なお、内々定、内定をもら えるまで、職場を検討しつつ、繰り返し現場実習を行う場合もあります。

※5月号でもお伝えしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度の進路行事は、一部延期や中止の対応をとっております。ご理解とご協力をお願いします。

■障害者雇用について

本校は山梨県内唯一の高等部のみの特別支援学校です。進路指導においては「※1<u>障害者雇用促進法</u>」に基づく「障害者雇用枠」での企業就労を目標としています。本校から就労先として提案できる企業は、「障害者雇用」としての採用を考えている企業のみとなります。新聞広告のチラシ等でご覧になれる求人とは採用の枠が異なりますので、ご注意ください。生徒の人物像や就労能力等を「現場実習」をとおして、総合的に判断していただき、勤務形態等について、生徒と企業が合意のうえで進めていくこととなります。なお、企業等へ就労するためには、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳のいずれかを取得する必要があります。



※1「障害者雇用促進法」…障害者の雇用の促進や、職業の安定を図ることを目的として、厚生労働省で定められている法律です。令和元年度にその一部が改正されましたが、民間企業では2.2%にあたる人数の雇用が義務付けられています。

〇厚生労働省の HP からも詳細が確認できます。

WEB で確認!

障害者雇用促進法

検索

■各学年の動き

- 【1年】職業の授業が始まりました。「働くとはどういうことなのか…」真剣に学んでいます。
- 【2年】職業の授業で「業界ナビゲーション」を行い、様々な職種について学びます。
- 【3年】現場実習がスタートします。進路決定に向けて一歩踏み出します。

